

印刷用データ事件

2017.5.29 知的財産権法実務研究会

弁護士 釜田佳孝

事件の経過

- M24(1891).7.13 柴田是真死亡
- S50(1975) 是真の三男の次女が是真の下絵、写生帖を東京芸大(芸大)に譲渡
- 時期不明 X、芸大にX書籍の刊行企画書提出
- H16.8.9 X、芸大との間で刊行申し合わせ
- ① 柴田是真の草花図の撮影許可
 - ② 撮影フィルム各1枚芸大に寄贈
 - ③ 2刷以降、印税3%支払
- H16.8.24 S社→X 請求書(明治宮殿写真撮影費6万9000円)
- H17.3 Y1→X 請求書(X書籍分ー840万円)→支払
- H17.4.11 X書籍発行
- H25.7.19 芸大→Y2 柴田是真の草花図の掲載許可
- H25.7.29 宮内庁→Y2 明治宮殿写真の複写転載許可
- H25.9.20 Y書籍発行
- H27.1.28 訴訟提起

柴田是真

- しばた ぜしん、文化4年2月7日(1807年3月15日)～明治24年(1891年)7月13日
- 円山四条派(円山応挙を祖とする円山派と呉春を祖とする四条派を合わせた呼び名)直系の絵師および江戸蒔絵を継承する蒔絵師として、幕末から明治前期にかけて活躍し、初代帝室技芸員(皇室による日本美術、工芸の保護奨励を目的として定められた「帝室技芸員制度」により任命された美術家)の一人。19世紀の日本美術を代表する逸材の一人
- 芸大が所蔵するコレクション
 - ① 明治宮殿千種之間天井画下絵112枚
 - ② 常御殿杉戸絵下絵10枚
 - ③ 写生帖95冊
- 鋭い観察眼に裏付けられて、流麗にして確実な線で精緻に描かれた植物表現は、大作品に劣らない第1級の芸術作品として十分に鑑賞に値し、現代の様々なデザインの参考資料にもなりうる魅力を持っている。
(X書籍・東京芸大美術館長 竹内順一氏の紹介文より)

X・Y書籍タイトル・コンテンツ等比較

➤ タイトル

X「柴田是真・下絵・写生集」

Y「柴田是真の植物図」

➤ 編著者

X・Yとも 横溝廣子(同館助教授)・薩摩雅登(同)

➤ 体裁

X 単行本 B4変形 320mm×240mm 上製・ケース

Y 文庫本・356頁

➤ 定価

X 18,000円

Y 2000円

➤コンテンツA(絵画)

X ① 天井画下絵112枚(○)

② 桜(△)

③ 写生帖(草花・青果・鳥・魚・昆虫・動物)(△)

Y ① 天井画下絵112枚(○)

② 桜(△)

③ 写生帖(草花・青果)(△)

➤コンテンツB(写真)ー編著者の解説中のもの

X ① 明治宮殿千種之間 其壺(○)

② 明治宮殿千種之間 其貳(○)

Y ① 明治宮殿千種之間 其壺(○)

② 明治宮殿千種之間 其貳(○)

CPTと従来の写真製版

- CPT (Computer To Plate) — 印刷製版(※1)工程で、組版(※2)用コンピューターのデータから直接刷版(※3)を出力する工程
- **写真製版** — 原稿が紙やフィルムなどのアナログ原稿が主体の頃は、紙原稿は製版カメラでフィルムに撮影し、ポジフィルムやカラー原稿はスキャナーで読み取って、CMYKの色版ごとに網点出力したフィルムをもとに、刷版用フィルムを作成する写真製版が主流だった。DTP組版用のコンピューターシステムも各社から発売されていたが、組版されたフィルムを出力するものがほとんどであった。刷版用フィルムは大量の紫外線を当てて印刷版(主にPS版)に焼き付けられ、現像されて印刷工程に送られる。(Wikipedia)

(※1) 印刷をするための版を作ること

(※2) 文字や図などをページに配置する作業

(※3) 印刷を行う際、印刷機に直接取り付けられるアルミ板。ポジやネガフィルムを版となる感光性の溶剤が表面に塗られたアルミ版に密着させて感光、焼き付けて作成。その感光して凸になった部分にインキが付くことにより印刷される。

書協「書籍の出版企画・制作等に関する実態調査(第5回)」(2016)

書協会員231社(54%)回答

①コンテンツデータ(組版データ)の所有権についての取決めるか。

- | | |
|------------|-------|
| ・取り決めない | 55.8% |
| ・出版社 | 33.3% |
| ・印刷会社・組版会社 | 3.5% |
| ・その他 | 5.2% |

書協「書籍の出版企画・制作等に関する実態調査(第5回)」(2016)

②コンテンツデータ(組版データ)の保管はどのようにしているか。

・印刷会社・組版会社で保管	51.5%
・両者で保管	32.9%
・自社で保管	10.8%
・保管しない	0.4%
・その他	2.6%

書協「書籍の出版企画・制作等に関する実態調査(第5回)」(2016)

③自社で保管の場合、印刷会社・組版会社とルールを決めているか(回答101社)。

- ・決めている 31.7%
- ・決めていない 68.3%

書協「書籍の出版企画・制作等に関する実態調査(第5回)」(2016)

- ④ 自社保管の場合、印刷会社・組版会社と決めているルールはとほどのような内容か(回答101社)。

【保管目的】

- ・電子書籍への転用(10)
- ・災害時等のリスク分散(3)
- ・セキュリティ(2)
- ・コンテンツ保持(1)
- ・社内利用(1)
- ・資産管理(1)

書協「書籍の出版企画・制作等に関する実態調査(第5回)」(2016)

④ 自社保管の場合、印刷会社・組版会社と決めているルールはどのような内容か。

【その他・決めていること】

- ・制作仕様
- ・重版時修正履歴
- ・データ形式、費用発生、権利等全て契約を締結している
- ・提出期日
- ・データ破損時の補償
- ・保管場所
- ・破棄の時連絡を必ずする事
- ・転用不可
- ・使用するソフト、フォントの種類
- ・DVDに最終データのバックアップを入れて保管

書協「書籍の出版企画・制作等に関する実態調査(第5回)」(2016)

⑤印刷会社・組版会社で保管の場合、契約もしくはそれに準じる取り決めを交わしているか。
(回答195社)

- | | |
|----------|-------|
| ・交わしている | 9.2% |
| ・場合による | 14.9% |
| ・交わしていない | 70.8% |

書協「書籍の出版企画・制作等に関する実態調査(第5回)」(2016)

⑥ 交わしている場合、どのような内容か。

- ・権利・所有権(保管ルール、範囲、保管費用)
- ・印刷会社の規約に準じる
- ・印刷会社のデータ保管の義務
- ・機密保持、保管責任など
- ・業務委託基本契約中に保管義務(2年+1年ごと)
- ・所有権について、成果物については所有権・著作権等の権利は合法的なものである保証
- ・推奨組版システム・ソフト、フォント形式・字体、複数サイトでのデータバックアップ体制
- ・善管注意義務
- ・その時々事情による
- ・著者が制作費込本を出版する場合(自費的なもの)
- ・年2回保管状況の報告
- ・必要に応じて、データを提供することなど
- ・勝手に使わない

本判決例に基づく今後の問題

Q1 B出版社からの出版に、A出版社のA書籍出版のときに甲印刷会社で制作された印刷用データを使用する場合

- ・甲印刷会社もB出版社もA出版社の許諾(＋使用料)は必要(黙示合意か信義則、不法行為)
- ・乙印刷会社が印刷する場合も必要(不法行為)
- ・著作権者はどうか？(商慣行の存在知らないの
で不法行為成立せず？)
- ・いずれにせよ、A出版社が許諾しない場合、甲
あるいは乙印刷会社はいちから印刷用データを
制作しなければならない。

本判決例に基づく今後の問題

Q2 A出版社が、著作権者の許諾を得て増刷や重版する場合、乙印刷会社に発注して問題ないか？（例えば、甲印刷会社とは印刷・製本代金が折り合わないため、安い乙印刷会社に頼む場合）

所有権は甲印刷会社にあると評価される場合、甲印刷会社は再使用を拒めるのか？どのような法的構成をするのか？

甲印刷会社の印刷・製本の再受注の受ける利益を法的に保護すべきなのか？